

## 民間資金等活用事業推進委員会第29回合同部会議事概要

日 時：平成15年5月22日（木） 14：00～15：15

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、奥野委員、高橋委員、前田委員  
井崎専門委員、中村専門委員、広井専門委員、美原専門委員、  
森専門委員、山下専門委員

事務局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、  
富井参事官補佐、丹野参事官補佐、濱田参事官補佐

### 議事概要

契約ワーキンググループ、モニタリングワーキンググループにおける作業報告について、事務局より、資料1～4に基づき説明後、各ワーキンググループの座長である前田委員、山内部会長よりコメント。

#### 【質疑】

- ・「契約ガイドライン」について、誤解されかねない表現がある。時間が無いのでここでは2点だけ指摘する。まず107ページの下から7、8行目。「サービス対価」の支払債務と選定事業者の損害賠償債務を相殺できるということだが、これでは何のために金融機関が担保をとるのかということになる。表現を変えていただいた方がよい。
- ・（事務局）ここの整理については、相殺することができないこととなることの紹介とともに、そうでないケースもあるということで、選択肢を示すため、追加的に書かせていただいた。
- ・もう一つ、102ページの上から3行目「解除に伴う施設の云々」のところで、4行目の後ろに「選択できることとし」とあり、また6行目に「自由に設定できる」とあるが、金融機関の立場からすると、これは事業者が期限の利益を喪失した場合であるため、管理者等が一括払いか割賦払いかを選択することができて、その上自由に支払い期間も設定できるようでは困る。  
もっと言うと、その次の上から7行目「支払利息については、融資条件の変更などが見込まれて、当事者間の協議が必要となる」とあるが、これでは、期限の利益喪失条項をゆるめる発想に繋がりがねない。
- ・（前田委員）2点目のご指摘の点、趣旨はよく分かる。誤解が生ずるかどうかもう一度検討はするが、全体的に問題点を指摘するという意味で書いておきたい。
- ・「契約ガイドライン」について、表現で気になるところを3点指摘する。1点目は、72ページの業務報告、モニタリング等の関係がでてくるところについて、「モニタリングガイドライン」では、費用の負担についても明記しているが、「契約ガイドライン」でも一言モニタリングにかかる費用負担について明記すべき。2点目は、82ページ。「サービス対価」の減額で、最初の概要のところに「減額又は支払い留保を行う」とあるが、支払留保をする場合に利息の支払とか遅延損害金の発生はないという趣旨のことが一言あ

ったほうがよい。つまり、支払はするが、その間の利息分が負担になるので経済的な動機付けになるということが支払い留保を行う趣旨であるので、そのことについて一言触れてあった方がよい。3点目は、ステップインライトの規定について、管理者等からすると契約上の権利義務の地位を承継することが重要であって、SPCの株式を譲るかどうかは“ワン オブ ゼム”なわけである。具体的な状況を想定すると、法人格として選定事業者がそのまま引き継がないケースの方が多いと思う。少なくとも、「取得させること等」とした方がよい。

- ・(事務局) 今後の予定は、2週間程度にわたって公開意見募集を行う。本日委員から出された意見については、公開意見募集で提出される意見の対応とあわせて対応したい。公開募集意見を事務局で整理するのに、2～3週間かかる。その後、部会を開いて委員会へ報告するという手順となる。
- ・公開意見募集期間は、短いのではないか。
- ・管理者等、民間事業者はかなり勉強している。一定の期間内に様々な意見を頂けると期待している。
- ・(西野部会長) 募集期間は、事務局と私で相談して決めたい。

以 上

[ 問合せ先 ]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681